

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	75	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

都道府県教育委員会の県費負担教職員の人事権(任命権)、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編成基準の決定についての権限を中核市に移譲する。
また、県費負担教職員の給与負担、及び管理事務すべてを行うための必要経費確保のため財源についても移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

少子高齢化・国際化が進む中、これまでの画一的な施策では対応できない様々な教育課題が生じていて、少人数学級の更なる推進や地域の特性に応じた教育職員の配置等を柔軟に行い、様々な教育ニーズに対応できる地方分権型の仕組みづくりが必要となっている。

そのためには、地方の権限と責任の明確化や一体化、地域に根ざした優秀な人材を確保・育成することが必要であり、既に移譲されているサービスの監督に関する権限だけでなく、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)の人事権(任命権)や、これに関係する県費負担教職員の定数の決定権、学級編成基準の決定についても移譲される必要がある。人事権が住民により近い立場にある市に移譲されることにより教職員の人事評価を的確に反映させることが可能になると考える。

また、人事権(任命権)やこれに関する決定権が移譲される場合には、財源の確保も必須となる。具体的には、教職員の異動や新規教職員採用、管理職選考、懲戒・分限処分、給与手続きなどに関する事務を行う人員体制の構築と事務処理に係る経費の担保が必須となると考える。このように、事務処理に係る経費を担保したうえで、県費負担教職員の給与等の負担についても移譲されることで、移譲された市はより責任感を持って教職員の異動や管理、監督責任を果たすこととなると考える。

なお、権限の移譲に当たっては、個々の都道府県の特例条例による権限移譲ではなく、法改正による権限移譲とすることとし、移譲を希望する基礎自治体への県費負担教職員の人事権等の権限移譲の早期実現を強く要望する。

※制度改正による効果や人事交流の仕組みについては別紙のとおり

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項、第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項
市町村立学校職員給与負担法 第1条

制度改正による効果、人事交流の仕組み等（松山市）

【教職員の配置等を柔軟に配置できず生じている支障】

義務標準法で認められている学級編制の弾力化については、県全体で統一された運用となっている。中 1 ギャップの解消等、地域の特殊事情に則した配置を要望しても認められないため、教職員の負担が解消されない。

【制度改正による効果】

・松山市で独自の研修等を重ね、松山市らしい特色ある指導をしていく中で、育て上げた教職員が異動で他市町に配属となってしまうことがある。「人事権」が移譲されれば、これまで以上に、研修等を計画的、効率的に実施しすることができ、各学校へバランスの取れた教職員の配置が可能となる。

・本市独自で教職員を採用し、本市の特性を踏まえた指導、研修を行い、地域に根ざした教育を実践する中で、人事評価を的確に実施し、意欲ある教職員を適材適所へ配置することで、健全な学校運営を実施することができる。

【人事の固定化に対する懸念】

松山市は、愛媛県全体の 3 分の 1 の約 50 万人の人口が集中しており、小中学校 84 校、教職員約 2,400 人を擁している。また、山間部、都市部、島嶼部と自然に恵まれた環境にあり、松山市内だけでの異動で様々な環境での教育活動ができるため、固定化・マンネリ化に繋がる懸念はないと考えている。

【小規模市町村との人事交流の仕組み】

県を含めた広域での市町調整協議会等を設置し、移譲スタート後は連絡協議会等を設置し、定期的に調整協議を行うなど情報の共有化等を行う必要があると考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	84	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権や学級編制基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲				
提案団体	和歌山市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の人事配置や学級編制に関する1学級の定数の基準の制定及び教員配当の定数の決定に関する権限移譲を希望する中核市に移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】
現場に近い市が子どもの状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するためには、人事権や学級編制基準及び教員定数の決定に関する権限が市に移譲されることが不可欠である。

【制度改正の必要性】
本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かい個に応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が必要と考える。

【制度改正による効果】
市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。

【小規模市町村との人事交流】
現在、和歌山県の場合には、郡市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。

【権限移譲に伴う財源移譲】
人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
市町村立学校職員給与負担法

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	346	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権等の移譲				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

- ・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。
 - ・都道府県が定めるように規定されている学級編制基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。
 - ・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市の負担とする。
- (参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
市町村にとって、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村への帰属意識が乏しい面がある。また、中核市独自の教職員研修を実施しても、養成した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面でも課題がある。
学級編制について、法的には各市町村の判断により柔軟な編制が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。

【制度改正の必要性】
教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行うためには、地域に根ざした意識をもつ優秀な教職員の確保が必要である。
定数決定権が、給与・手当等の決定権限及びその財源を伴い移譲されることにより、学校の実情に応じた定数措置や少人数学級の編制など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実が可能となる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条
市町村立学校職員給与負担法第1条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	399	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担職員の人事権等の移譲				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現状では、人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1)
一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2)

【制度改正の必要性】

人事権等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用等が行える一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる」といった地域の実情に合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。

* その他(特記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条
公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条

県費負担職員人事権等の移譲に係る具体的な支障事例

提案提出：特別区長会

区分	提案事項	項目	内容
権限移譲	県費負担職員人事権等の移譲	<p>「人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でもとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。」ことによる具体的な支障事例</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>① 現行の人事制度は、東京都広域人事の特性として、原則として3市区町村以上の勤務経験を経ないと、同じ区に配置できないとしている。しかし、このことにより、区独自の教育施策の担い手として、各区の地域特性に根ざした長期的研修プログラムによる人材育成が困難になっている。</p> <p>② 地域の実情及び区内のバランスを踏まえた人事構想を都へ報告しても、都全体の人事構想の中では反映されにくい。</p> <p>① 広域人事の特性として、教員の通勤時間が長くなる傾向は免れない。今後、地域防災拠点として区立学校を位置づけ、教員に一定の防災上の役割を与えたときに、緊急時参集等において、このことが大きな課題となる。</p> <p>② 学校と地域の結びつきを継続し、更に強化、発展させていくためには区の人事構想を反映する必要があるが、特に管理職においては区の施策や地域になかなかなじみず、学校や教育委員会の負担となることがある。</p>

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	438	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権の市への移譲				
提案団体	全国特例市市長会				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じること。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているながら、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。
県費負担教職員の不祥事等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免、分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定めることとされているため、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている。
市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。

【懸念の解消策】

別紙のとおり

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項

県費負担教職員の人事権の市への移譲（全国特例市市長会）

懸念の解消策

○人事権のみ求める理由

⇒制度改正により、市町村職員ではあるが人事権を有していない現行制度の根本を変えようとするものであり、定数決定権、学級編成基準及び給与負担とは本来、一体の権利であると理解しているが、現段階では人事権以外の部分は全国特例市市長会として議論が煮詰まっていないため、大阪府豊能地区における事例を踏まえ、実績のある人事権についてのみ移譲を求めるものである。

○事務処理特例条例により、人事権は移譲可能なので、それに対応してはどうか。

⇒大阪府豊能地区における事例については、大阪府の先進的な取り組みによるところが大きい。現在に至るまで国において議論が継続されていること、また、過去に全国知事会や全国市長会、中核市市長会や全国特例市市長会などから数多くの要望や提言を受けていることを踏まえると、国の責任において制度設計を図るべきと考える。現状の都道府県主導の事務処理特例制度の下では都道府県の権限移譲に対する姿勢や財政支援措置に差異があることから、移譲を希望する市に等しく権限及び財源を移譲するために、法による整備を求めるものである。

○「市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない」と考えている根拠は何か。また、そのことによりどのような支障事例が具体的に発生しているのか。

⇒個々の教育現場において現実には発生している様々な問題（いじめ、体罰、防災拠点施設としての学校の運営面等）を解決する方法として、教職員の適正配置や加配が必要であると考えており、そのための教職員人事権の移譲を求めるものである。

○「人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている」と考えている根拠は何か。また、そのことによりどのような支障事例が具体的に発生しているのか。

⇒市で独自の教育行政を進める場合、現在の採用制度では、都道府県下のどこに配属されても良いとの意向を持つ教職員がおり、市への帰属意識は大変希薄であるとともに、市独自の教育カリキュラムの内容について認識の低い教職員もいることから、市が目指す学校づくりのヴィジョンを理解し、実践できる人材を必ずしも確保できていない。市独自で教職員を採用することとなれば、市への帰属意識が強く、市の教育方針に共感し、目指すべき学校づくりを実践できる人材を確保できるものと考えている。

現在、人事権・処分権は都道府県にあり、服務監督権は、市に委ねられている。この構図はあくまでも都道府県に任免権があることから、市で指導し、最終的に市で処分するといったことはできない仕組みになっている。具体的には、小学校教諭が勤務校に持ち込んだ私物USBメモリに個人情報記録し、校外へ持ち出し紛失した際に、当該教職員に対し、市の基準に沿って懲戒処分等を行えなかった等の事例がある。また、人事権及び処分権を市が有していないことから、厳格な処分や必要な対応を行うことができなかった。

○これらの支障事例は人事権を移譲することにより、どのように解消されていくと期待するか。

⇒

- ・地域のニーズや学校の実情に応じた人事異動、採用が可能となる。
- ・市が求める資質、能力を有する人材を確保することができる。
- ・市の主体性や独自性を生かした取組みや制度設計を進めることができる。
- ・特色ある学校づくりの推進など市による独自の教育改革が進められるようになる。
- ・市が自ら採用することにより、責任ある教育行政を行うことができる。
- ・一人一人の教職員の状況をよりの確に把握できるため、学校要望に合った適材適所の人事配置が可能となる。
- ・教職員が市長を身近に感じ、市全体で新しい組織作りを構築しようという機運が高まると期待する。
- ・同等の不祥事に対する懲戒処分等に関し、教職員と教職員以外の市職員と処分の程度が異なるといった支障が解消される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	689	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲				
提案団体	大阪府				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定を移譲することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度を目途に移譲されることとなった。

大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確化するため、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を平成24年度に豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ移譲した。

【制度改正の必要性】

県費負担教職員の人事権と給与負担は一致すべきであることから、特例制度により人事権を移譲した市町村に対しても指定都市と同様の取扱いがなされれば、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるようになる。

【制度改正の効果】

義務教育の実施主体である市町村の責任と権限が明確になる。

給与や勤務条件を独自に決定できることにより、地域の実情に応じた特色ある教育を行なうための人材を確保する事ができる。

根拠法令等

市町村立学校職員給与負担法(5条)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条)
義務教育費国庫負担法(8条)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	969	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員人事権の移譲教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権の移譲教職員の給与等決定権の移譲				
提案団体	中核市市長会				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修権が移譲されているが、異動によりその効果を活かしづらいことや研修意識の高揚を図るといって支障となっており、中核市に人事権が移譲されることで、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が可能になる。また、人事権と給与負担は一致すべきであり、給与等決定権についても移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数権の移譲も併せて求めるものである。

(参考)

指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

英語科の副読本を独自に作成し英語教育研修に注力するも、育成した教諭が他市町に異動することがあり、研修の成果を地域の教育に還元できない。

市の職員である一方、人事権が県にあるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分の決定は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。

中学に入学すると不登校になる生徒が多いため、その対応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に従わなければならないので市の方針で進めることができない。

市内に多くの外国人児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の加配が十分ではない。

【制度改正の必要性】

地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、教育活動の充実につながるものである。

【懸念の解消策】

人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの懸念については、現状においても市内での人事異動がほとんどであり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異なるので、選択制とすることにより実情に応じた移譲ができると考える。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
市町村立学校職員給与負担法

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:13

管理番号	671	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険法施行令第6条に規定する介護保険認定審査委員の任期の緩和				
提案団体	堺市・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護保険認定審査会委員の任期を市町村の裁量で定めるようにする。
(参考)
第3次一括法により、地方社会福祉審議会等委員の資格、定数、任期等について条例委任済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
介護保険認定審査会委員の任期は、介護保険法施行令第6条により、全国一律に2年とされている。委員の改選時には、関係機関等との調整や委員の研修を実施するなど相当の時間と労力を要しているが、本市では、平成26年4月現在の委員390名のうち、平成25年4月の改選時に再任された委員が355名と9割以上を占めており、2年を超えて再任される委員が大多数である。

【制度改正の必要性】
今後の介護需要の増加に対応するためにも、委員の任期は全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できるように措置することを求めるものである。

根拠法令等

介護保険法第17条
介護保険法施行令第6条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:13

管理番号	864	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険認定審査会委員任期を定める規定の緩和				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護保険認定審査会委員任期について、現在は介護保険法施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。

(参考)

第3次一括法により、地方社会福祉審議会等委員の資格、定数、任期等について条例委任済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

介護保険法施行令第6条第1項により、介護保険認定審査会委員の任期は、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事務上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査会委員300名、うち再任された委員263人)

【制度改正の必要性】

また、認定審査は専門性を要することから一定期間の任期が必要である。
このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。

根拠法令等

介護保険法第17条
介護保険法施行令第6条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:21

管理番号	846	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	環境省				

求める措置の具体的内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。

なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。

事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。

(参考)

1 許可件数(平成22年度)

- (1) 産業廃棄物収集運搬業 1,473件
(うち県外業者で積替保管施設なし 349件)
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件
(うち県外業者で積替保管施設なし 93件)

2 事務手数料

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円/件

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第2項、第14条の5第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:57

管理番号	857	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更該当するものとして変更届出の対象から除外する。
なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きさ要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。
①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合、
②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合
本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。
工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。
また、同時に行政の事務コストを削減することができる。
(具体的事例は別紙のとおり)

根拠法令等

工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条

【工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和】

＜内閣府：回答・助言等の内容・対応状況＞

○工場立地法における緑地面積の削減については、以下のような検討経緯があります。このため、10㎡を超える緑地面積の削減が必要な具体的事例をご教示ください。

＜愛媛県：内閣府ご質問に対する回答＞

(1) 平成 22 年の産業構造審議会分科会工場立地法検討小委員会（以下、「小委員会」という。）では、全国規模規制改革要望 2009 で日本経団連からの提案を基に、緑地面積減少に係る軽微な変更の取扱いについて議論がなされているが、この時の議論では、

①緑地面積は敷地面積の 20%程度であり、より広い面積を有する生産施設面積の場合よりも厳格なルールを設定する必要がある。

②緑地として認められる土地の最少面積が 10㎡超である。

ことから、10㎡以下の緑地の減少について、安全・衛生の問題に対して急いで対処する必要がある場合に限り、軽微変更として取り扱うのが適当との結論に至っているところである。

(2) 平成 23 年 7 月に小委員会が公表した「規制改革要望等への対応の方向性について」では、経済産業省が全特定工場を対象に実施したアンケート調査によると、「回答のあった工場のうち、6%（約 300 社）の工場が、緑地面積率規制が工場の増設に際に障害になったと回答している」ほか、「産業界から毎年のように規制緩和要望が呈されている状況に鑑みると、工場立地法の規制が企業の国内投資に対して一定の制約となっている状況があるといえる」と述べられている（p.7）。さらに、「国内投資の促進を図る観点から、工場等の立地関連規制の手続きの迅速化や手続きの簡素化は極めて重要な課題であり、引き続き積極的に取り組むべきである」とされている（P.16）。このため、安全・衛生上の問題への急ぎ対処の必要がある場合に限らず、積極的な設備投資を行う場合においても緑地規制の緩和を図る必要があると考える。

(3) しかしながら、工場立地法の緑地面積規制が、工場とその周辺の地域の調和を実現し、周辺の地域の生活環境の保持を実現するためのものであることを踏まえると、周辺環境に応じた設備投資と工場緑化とのバランスが図られる必要があるものと考えられるが、上記(1)の議論においては軽微な変更として取り扱う緑地削減について、周辺環境の状況は考慮されず、緑地として算入されない範囲での緑地の削減のみ認めるとの結論が出されている。なお、平成 23 年 9 月 30 日の工場立地法施行規則の改正により、事業者負担の軽減及び小規模緑化推進の観点から植栽規定が見直され、10㎡以下の土地についても緑地として算入できるようになっている。

(4) また、上記(3)の規則改正により、地域準則を制定する際の自治体の自由度が拡大され、設定できる緑地面積率の下限が引き下げられたほか、周辺を森林等の自然環境に恵まれ、周辺に住居が存在しないような区域での緑地面積率区分が設定され、地域の実情に応じて緑地規制を緩和することが可能となったが、工場が整備すべき緑地の程度は、立地する地域によりその必要性の程度は異なるものであり、このように自治体における地域性を踏まえた対応が推進されてきている一方で、緑地の削減については削減面積（10㎡以下）という絶対数値で判断する取扱いのままとなっている。

(5) このため、削減する緑地面積が 10㎡以下に限定せず、地域の実情に応じて、緑地の削減が周辺環境に与える効果等を勘案して、軽微な変更として取り扱う緑地の削減面積を相対的に捉える必要があると考える。